

きたがわ  
**平成29年災 一級河川北川災害復旧事業(一定災)**

【概要】

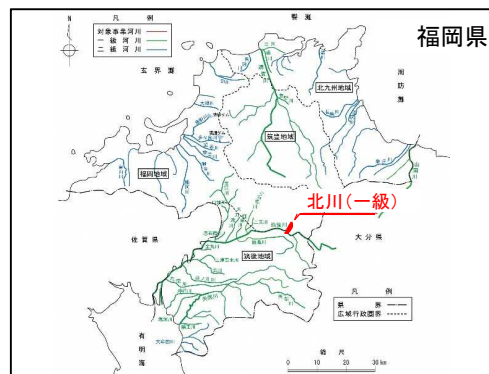
ちくごがわ きたがわ あさくらし はきしわ  
 平成29年7月九州北部豪雨により、筑後川水系北川(朝倉市杷木志波地内)では、洪水による、家屋や耕作地の流出・浸水、河岸の崩落、橋梁や堰の損壊等、甚大な被害が発生した。

このため、災害復旧事業(一定災※)により、河道の拡幅や河床掘削を行うとともに、橋梁の架替えや堰の付替えを行うことで、洪水を河道内で流下させ、再度災害の防止を図るものである。

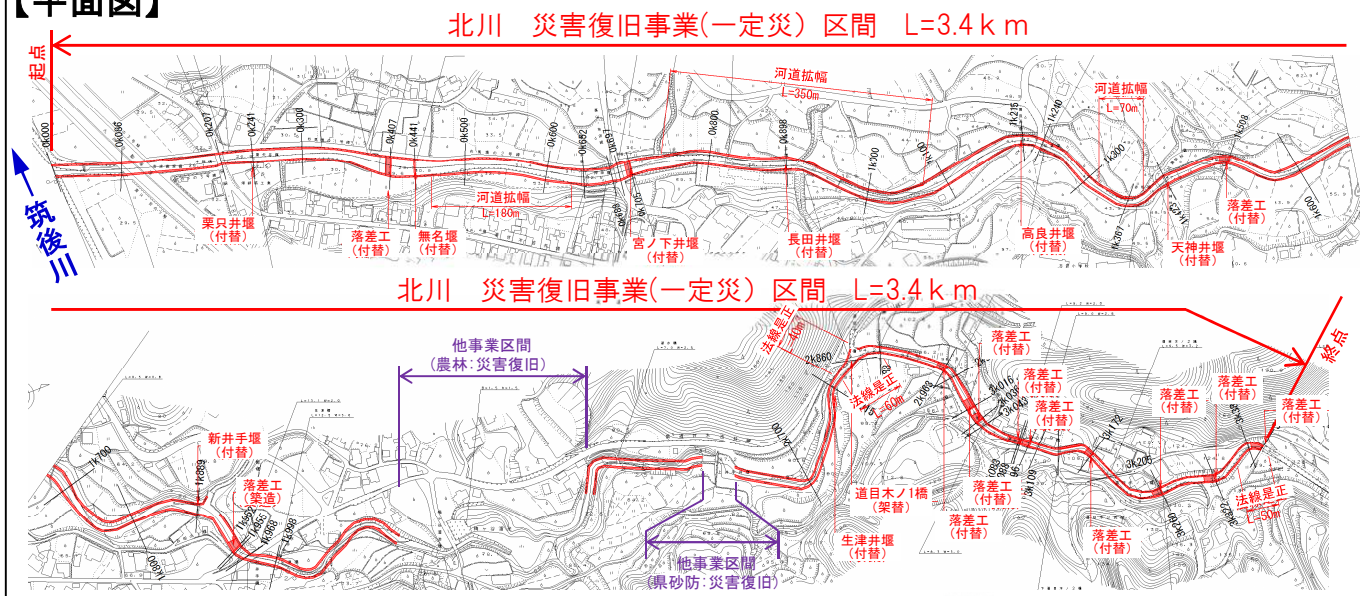
なお、今回の被災は土砂等の埋塞が著しいことから、被災状況の確認が困難な場合に施設の「全損」扱いを初適用しており、災害査定の迅速化、災害復旧の早期本格着手を図っている。

【事業内容】

- 事業主体 : 福岡県
- 河川名 : 筑後川水系北川  
ちくごがわ きたがわ あさくらし はきしわ
- 事業箇所 : 朝倉市杷木志波地内
- 事業延長 : 3.4 km
- 事業期間 : 平成29年度～平成31年度
- 事業費 : 50.9億円
- 事業概要 : 埋塞土撤去, 河道拡幅, 護岸工, 橋梁工, 堰工 等

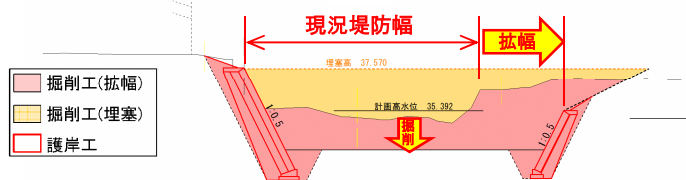


【平面図】



【横断図】

河道の掘削・拡幅により洪水を河道内で流下させる



※<一定災>

被害の程度が、広範囲かつ激甚な場合においてその被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合に、当該災害を与えた規模の洪水・高潮・波浪・地すべり等を対象として、未被災の区間も含めて一定の計画で復旧する災害復旧工事。

【被災状況写真】

